

債務整理の方法

多額の借金を抱え、返済ができない状態に陥った場合、生活を立て直すためには、債務整理を行う必要があります。



任意整理

貸金業者と交渉し、借金の返済額や返済方法を決めなおす方法。

特定調停

簡易裁判所に調停を申し立て、調停委員のあっせんにより3年前後で支払いを終えることができる計画を作成する方法。

個人再生

地方裁判所に申し立てをし、許可された再生計画に基づき返済する方法。再生計画通りに弁済すれば、元本の一部が免除される。

自己破産

地方裁判所に申し立てをし、日常生活に必要なものを除く財産をお金に換えた上で、裁判所の決定により全部(又は一部)の借金が免除される。

◆このような手続きを行った場合、個人信用情報機関に登録され、一定期間はクレジットやローンを利用したり、保証人になることはできなくなります。

アドバイス

どの方法がよいかはケースにより異なりますので、まずは法律の専門家に相談しましょう。

法テラスの利用

- 日本司法支援センター「法テラス」は、国が設立した公的な法人です。
- 法テラスには「民事法律扶助」という制度があります。

「法律扶助制度」とは？

低収入で自分では弁護士等の報酬や裁判費用を支払うことが困難な人のために、公的な資金で立て替えを行う制度のことです(資力が一定額以下であることや勝訴の見込みがあることなどの条件があります)。

借金問題は必ず
解決できます。
あきらめずに
相談して
ください。



ご相談は **市町村消費生活相談窓口** 又は **鳥取県消費生活センター**へ